

第41回ふくい桜まつり×中部縦貫自動車道PRイベント業務仕様書

1 業務の目的

令和11年の中部縦貫自動車道全線開業に向けPRするとともに、同時期に開催される福井の春の風物詩「ふくい桜まつり」の賑わいを創出するため、両イベントの連携開催による県内外からの集客の拡大を図る。来場者に福井の春の魅力を堪能してもらうことで、周遊及び観光促進に繋げる。

2 業務名

第41回ふくい桜まつり×中部縦貫自動車道PRイベント業務（以下「本業務」という。）

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 イベント概要

（1）開催場所

①福井市観光交流センター（1F屋内広場、2F交流・展示スペース）

所在地：福井市手寄1丁目1番1号

施設管理者：まちづくり福井株式会社（福井市中央1丁目2番1号ハピリン3階）

電話：0776-20-3713

②福井市にぎわい交流施設（1F屋根付き広場 ハピテラス）

所在地：福井市中央1丁目2番1号

施設管理者：まちづくり福井株式会社（福井市中央1丁目2番1号ハピリン3階）

電話：0776-20-3713

（2）開催日時

①令和8年3月28日（土） 10:00～17:30 ※予定

3月29日（日） 7:00～16:00 ※予定

②令和8年3月28日（土） 17:30～19:00 ※予定

5 業務内容

以下の要件を満たすイベント等の企画、運営等を実施すること。なお、企画提案にあたっては、本業務の目的の達成に大きく寄与すると考えられる企画とし、実効性を担保した提案とすること。

（1）イベント企画、運営等

- ・2日間にわたる企画を実施すること。ただし、①福井市観光交流センターにおいてステージ（舞台）の設置は不要とする。②福井市にぎわい交流施設において、ステージ（舞台）及び音響設備は、既設のものを転用すること。それぞれにおける関係機関と十分に連携・協力すること。

- ・中部縦貫自動車道と沿線スポットの関連性について分かるものを準備すること。
- ・3市町（大野市、勝山市、永平寺町）や地域、企業、団体等と連携し、イベント規模の拡大、質の充実、集客の相乗効果、催しの間に人の流れなどが生まれるよう実施すること。

【共通事項】

春や桜にふさわしい内容及び集客企画を盛り込むこと。

＜事前準備＞

- ア 必要に応じて、会場の事前確認を行うこと。
- イ 必要なシナリオの作成や機材等の搬入・設置作業及び準備、運営を行うこと。
- ウ 周辺イベントと事前確認、調整を行うこと。

＜運営への協力＞

受注者は、イベントの実施にあたり、会場管理者や関係機関と十分に連携・協力の上、業務に従事すること。

【会場別必須事項】

① 福井市観光交流センター（1F屋内広場、2F交流・展示スペース）

- ア 自治体PRブースを設置すること。
最大9団体（大野市、勝山市、永平寺町ほか）のPRブースを設置すること。ただし、1団体ごとに机、椅子及びネームパネルを用意すること。
- イ 来場者への中部縦貫自動車道PR企画を盛り込むこと。
- ウ 足羽川桜並木のPR企画を盛り込むこと。
- エ 食のふるまいを盛り込むこと。

② 福井市にぎわい交流施設（1F屋根付き広場 ハピテラス）

- ア 会場の設営・撤去は、イベント当日に行うものとする。ただし、当該イベントに先立ち、同ステージは前団体により17時まで使用されているため、撤収完了後、速やかに模様替え作業を開始する（作業時間は30分程度）。本イベントは、凝った装飾を必要とせず、予定時刻からイベントが開始できるような短時間での模様替えが可能な内容とする。なお、原状復帰にあたり、前団体使用時の状態に戻すことを基本とする。
- イ 関係者あいさつ（5分程度）及びPR（5分×5団体程度）の時間を盛り込むこと。
- ウ 第41回ふくい桜まつり（3月21日（土）～4月5日（日））の開催を記念したトークライブイベントを行うこと。
 - ・著名人を起用したトークライブ（30分程度）を盛り込むこと。
 - ・イベントに係る台本を作成すること。
ただし、出演者のアサイン業務、出演料、キャスティングに係る費用及びそれに付随して発生する費用は除くものとする。
 - ・出演者や参加者などを含む会場全体が一体となる企画（30分程度）を盛り込むこと。
 - ・ステージ上で行われるトークライブの様子を、会場内に設置された大型ビジョンにリアル

ルタイムで映像配信すること。

(2) イベント会場の設営・撤去

- ・会場の設営・撤去は、イベント開催日の当日の設営、終了当日の撤去を原則とするが、別途協議の上決定する。
- ・イベントのために必要なステージ、ブース、装飾、音響設備等の機材、椅子等の設備を設置し、イベント内容に応じて会場内の養生を行い、関係費用は本業務に含むこととする。
- ・必要に応じて、発電機を設置し、会場内での電源を確保すること。
- ・タイトル、スケジュール、出展ブース、来場案内等、会場内外に必要な看板を制作し、歩行者の動線を考慮して適切な場所に設置すること。
- ・公衆衛生、危険防止策を十分に講じた会場全体のゾーニング、テント配置も含めた会場レイアウト、来場者動線を提案し、市と協議の上、決定すること。
- ・会場清掃及び排出されたごみ等の処分を行うこと。
- ・必要に応じて、会場備え付けの消耗品等の補給を行うこと。
- ・イベントの出演者等の関係者用に控室を準備すること。
- ・イベント参加を目的としない歩行者の導線確保について配慮すること。
- ・設営物等については、すべて会場借用期間内に安全に設営・撤去すること。
- ・上記については、各会場の施設管理者等と協議の上、実施すること。

(3) イベント管理

- ・イベントが円滑かつ安全に運営されるよう全体調整を行うこと。
- ・音響設備の操作等の管理・運営を行うこと。
- ・ステージ出演者やブース等の出展者と連絡、調整を行い、円滑なイベント運営に努めること。
- ・必要に応じて会場案内、雑踏整理及び警備等を行うこと。ただし、警備等に関しては、市、施設管理者と協議の上、決定するものとする。
- ・本業務に必要な許可等の手続きは全て受注者が行うこと。
- ・イベントの記録撮影（写真、映像）を行うこと。ただし、本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。
- ・不測の事態に備え、必要な保険に加入すること。
- ・台風、豪雨、地震等の緊急時には、必要に応じて設営物の移設、撤去を行う等、適切かつ円滑な対応を行うとともに、緊急対策が可能な体制を整えること。
- ・その他、安全かつ円滑なイベント運営に必要な人員等を準備すること。
- ・イベントの性格上、開催に向けて企画の内容の見直しが見込まれることから、市と調整を行い、柔軟な対応を行うこと。

6 成果物の提出

(1) 提出物

①業務実績報告書

②写真、映像等履行状況が確認できるもの

③打ち合わせ資料、関係機関等協議資料

④業務完了届

⑤その他市が指示する書類等

(2) 提出期限 令和8年3月31日(火)

(3) 提出場所 福井市商工労働部観光文化スポーツ局観光振興課

住所：福井市手寄1丁目4番1号 (AOS SA5階)

7 その他の留意事項

(1) 会場使用料

会場の使用許可申請については、市が行うものとし、会場使用料は受注者が負担すること(全館分)。なお、会場使用料は減免対象(半額)となる場合がある。

(2) 第三者への委託

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。

(3) 法令順守

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。また履行にあたって許認可等の処分を必要とする手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。

(4) 個人情報取扱い

受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定を順守し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(5) 著作権の取扱い

受注者は、業務において制作されたイラスト・デザイン等及び成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を市に無償で譲渡するものとし、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 第三者が権利を有する著作物

成果物等に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。

(7) 賠償責任

疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により本業務の実施が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、市に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、本業務実施に関し、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。

(8) 業務内容の変更等

災害等の発生等の状況によって、業務を変更又は中止する場合は、市と受注者の協議の上、

決定するものとする。なお、中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、市と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(9) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく市と受注者が協議して定めるものとする。

8 その他

この仕様書は、本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受注者と市の協議により、改めて決定する。